

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2021年7月5日

**【会社名】** クオールホールディングス株式会社

**【英訳名】** QoI Holdings Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 中村 敬

**【本店の所在の場所】** 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー37階

**【電話番号】** 03 - 6430 - 9060

**【事務連絡者氏名】** 経営管理部 部長 緒方 伸一

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー37階

**【電話番号】** 03 - 6430 - 9060

**【事務連絡者氏名】** 経営管理部 部長 緒方 伸一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2021年6月29日開催の当社第29期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員として、取締役会における議決権を付与することにより、監督機能の一層の強化、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものであります。

これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、中村勝、中村敬、福満清伸、石井孝芳、荒木勲、恩地ゆかり、富樫豊、窪木登志子、山本行治を選任する。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、武士俣充、橋本千枝、宮崎源征を選任する。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額700百万円以内（うち社外取締役200百万円以内）とするものであります。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額400百万円以内とするものであります。

#### 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、大島美岐子、角替隆志を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	339,620	783	4	(注) 1	可決 99.74%
第2号議案					
中村 勝	319,615	20,788	4	(注) 2	可決 93.86%
中村 敬	319,444	20,959	4		可決 93.81%
福満 清伸	313,740	20,663	6,004		可決 92.14%
石井 孝芳	313,734	20,669	6,004		可決 92.14%
荒木 勲	313,866	20,537	6,004		可決 92.18%
恩地 ゆかり	313,872	20,531	6,004		可決 92.18%
富樫 豊	313,855	20,548	6,004		可決 92.17%
窪木 登志子	339,898	505	4		可決 99.82%
山本 行治	340,045	358	4		可決 99.86%
第3号議案					
武士俣 充	268,874	71,527	4	(注) 2	可決 78.96%
橋本 千枝	312,051	22,351	6,004		可決 91.64%
宮崎 源征	275,709	64,692	4		可決 80.97%
第4号議案	339,917	416	75	(注) 2	可決 99.83%
第5号議案	339,930	402	75	(注) 2	可決 99.83%
第6号議案					
大島 美岐子	338,562	1,839	4	(注) 2	可決 99.43%
角替 隆志	340,192	209	4		可決 99.91%

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。